

社会福祉法人宝塚御殿山福社会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 10月 1日～2028年 9月 30日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすい環境を整えるため、仕事と家庭の両立に関する制度の周知や休業中をサポートする職員にとっても働きやすい環境を構築する

＜対策＞

- 育児・介護休業等の諸制度や利用手順について周知を行う。
- 育児休業取得者の取得事例をまとめ、育児休業の取得を促す。
- 各部署において業務内容の整理、分担の見直しを行う。
- サポートする職員に対しスムーズに引継ぎできるよう、各部門にて引継ぎ事項に必要な項目をまとめ、対応マニュアルを作成する。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性のための相談体制の強化

＜対策＞

- 妊娠中や出産後の女性労働者が不安なく働けるように、出産・育児のしおりを配布し、体調面やメンタル面の相談体制の整備を強化する。
- 男性職員用の出産・育児のしおりを配布して、男女問わず相談しやすい環境づくりを行う。

目標3：柔軟な働き方を実現するための取組の実施

＜対策＞

- 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する所定外労働の制限・小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する短時間勤務制度の推進を目指します。
- 子や家庭の状況に応じた両立支援の実施、労働者の子に障害がある場合や医療的ケアを必要とする場合、ひとり親家庭など、子の心身の状況や労働者の家庭の状況により職業生活と家庭生活との両立に支障となる事情がある場合には、その事情に配慮した措置・面談実施を目指します。